

農林水産業信用保証保険制度と  
中小企業信用保険制度の連携強化による  
資金供給の円滑化

5

平成 2 4 年 1 1 月

農林水産省

○ 規制・制度改革に関する閣議決定事項に係るフォローアップ調査の結果（抜粋）  
 「規制・制度改革に係る追加方針」（抜粋）平成23年7月22日閣議決定

規制・制度改革に係る追加方針（平成23年7月22日 閣議決定） における決定内容				所管 省庁	実施状況
番号	規制・制度改革事項	規制・制度改革の概要	実施 時期		
3. 農林・地域活性化分野					
⑫	農林水産業信用保証 保険制度と中小企業 信用保証制度の連携 強化による資金供給 の円滑化	③農林水産省と経済産業 省は、両制度の対象となる 業種について事例集を作成 し、事業者や地域金融機関 への周知徹底を図る。また、 信用保証協会と基金協会 は同一地域に存在する両 協会間での連絡体制を構築 し、一方の制度で対象とな らない場合は、相互の協会 に紹介を行う。さらに、農林 水産物の生産・加工・販売 を一気通貫で行う事業者に 対しては、金融機関と両協 会が連携の上、事業者の負 担軽減の観点を踏まえた事 務手続等の簡素化を図りつ つ、生産部分は基金協会、 加工・販売部分は信用保証 協会と分担する等、円滑な 保証引受けのための体制を 構築する。	平成23 年度着 手、で きる限 り早期 に措置	農林 水産 省、 経済 産業 省	（農林水産省、経済産業省） ③上述のとおり実施した実態調 査による事例の収集等、他業態 から農業に参入した事例を含め て、両制度の対象業種を明確に した事例集を7月中に作成する 予定であり、同事例集を活用し て利用者の利便性が損なわれな いように事業者や金融機関等に 周知徹底を図っていく。 さらに、農林水産物の生産・加 工・販売を一気通貫で行う事業 者の負担軽減等が図られるよう、 基金協会と保証協会間での連携 強化を改めて周知徹底する文書 を、同事例集作成後直ちに主務 省から発出し、一層の連携を図 り利用者の利便性確保に向けた 円滑な保証引受けのための体制を 構築する。

○ 規制・制度改革に関する閣議決定事項に係るフォローアップ調査の結果（抜粋）  
 「規制・制度改革に係る追加方針」（抜粋）平成23年7月22日閣議決定

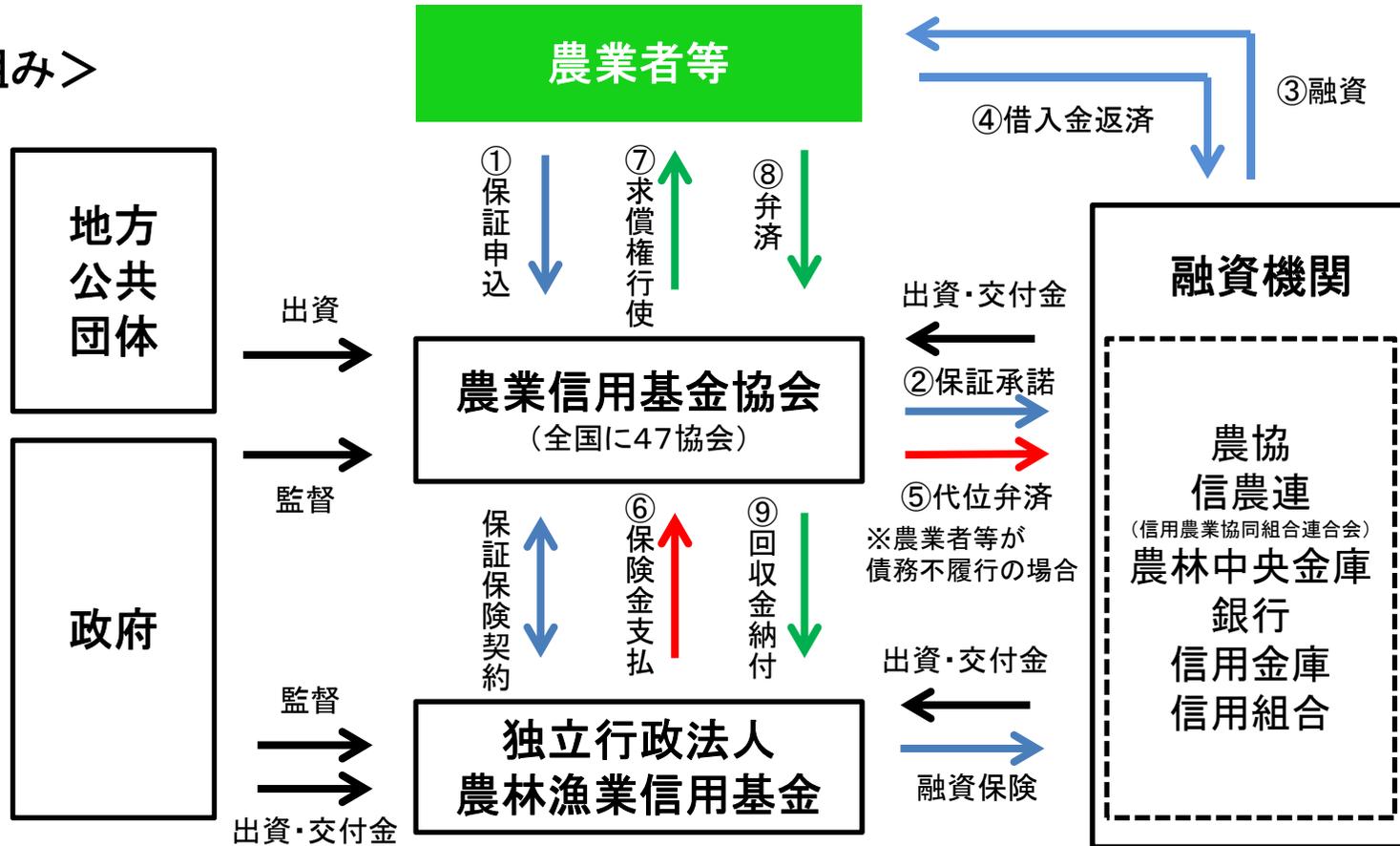
規制・制度改革に係る追加方針（平成23年7月22日 閣議決定） における決定内容				所管 省庁	実施状況
番号	規制・制度改革事項	規制・制度改革の概要	実施 時期		
3. 農林・地域活性化分野					
⑫	農林水産業信用保証 保険制度と中小企業 信用保険制度の連携 強化による資金供給 の円滑化	④農林水産省が基金協会 の保証料率の見直し等の 検討を行うに当たり、経済 産業省は、中小保険の制度 設計に関する情報提供を行 う。	平成23 年度検 討開始、 平成24 年度中 に結論	農林 水産 省、 経済 産業 省	（農林水産省） ④農林水産省は基金協会の保 証料率の見直し等について、経 済産業省から中小企業CRDの 制度設計に関する情報提供を得 つつ、保険機関でもある独立行 政法人農林漁業信用基金の次 期中期目標（平成25年度～）とも 連動させた上で、平成23年度か ら関係機関と十分協議し、平成 24年度中に一定の結論を得る。 （経済産業省） ④農林水産省が基金協会の保 証料率の見直し等の検討を行う に当たり、経済産業省からは、 中小企業CRDの制度設計に関 する情報提供等を行う。

7

# 農業信用保証保険制度の概要

- 農業信用保証保険制度は、農業経営に必要な資金の融通を円滑にし、農業経営の改善等に資することを目的として設けられた制度。
- 各県の農業信用基金協会が、融資機関から資金の貸付けを受ける農業者等の債務を保証し、その保証について独立行政法人農林漁業信用基金が行う保証保険によって補完する仕組み。
- 独立行政法人農林漁業信用基金は、農業信用基金協会が保証する場合を除き、融資機関の大口貸付等について直接保険引受をする融資保険を実施。

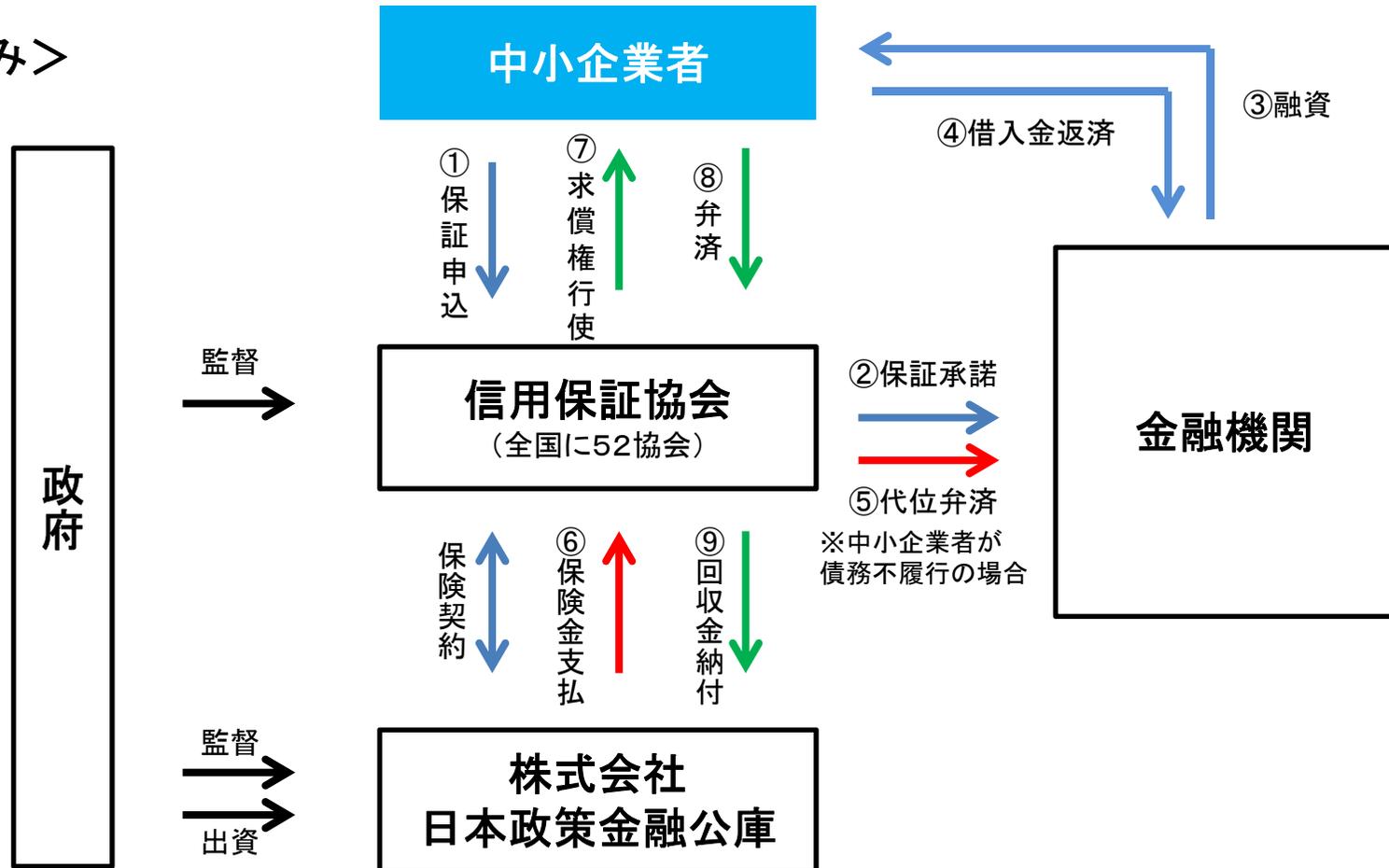
## <仕組み>



## 信用補完制度の概要

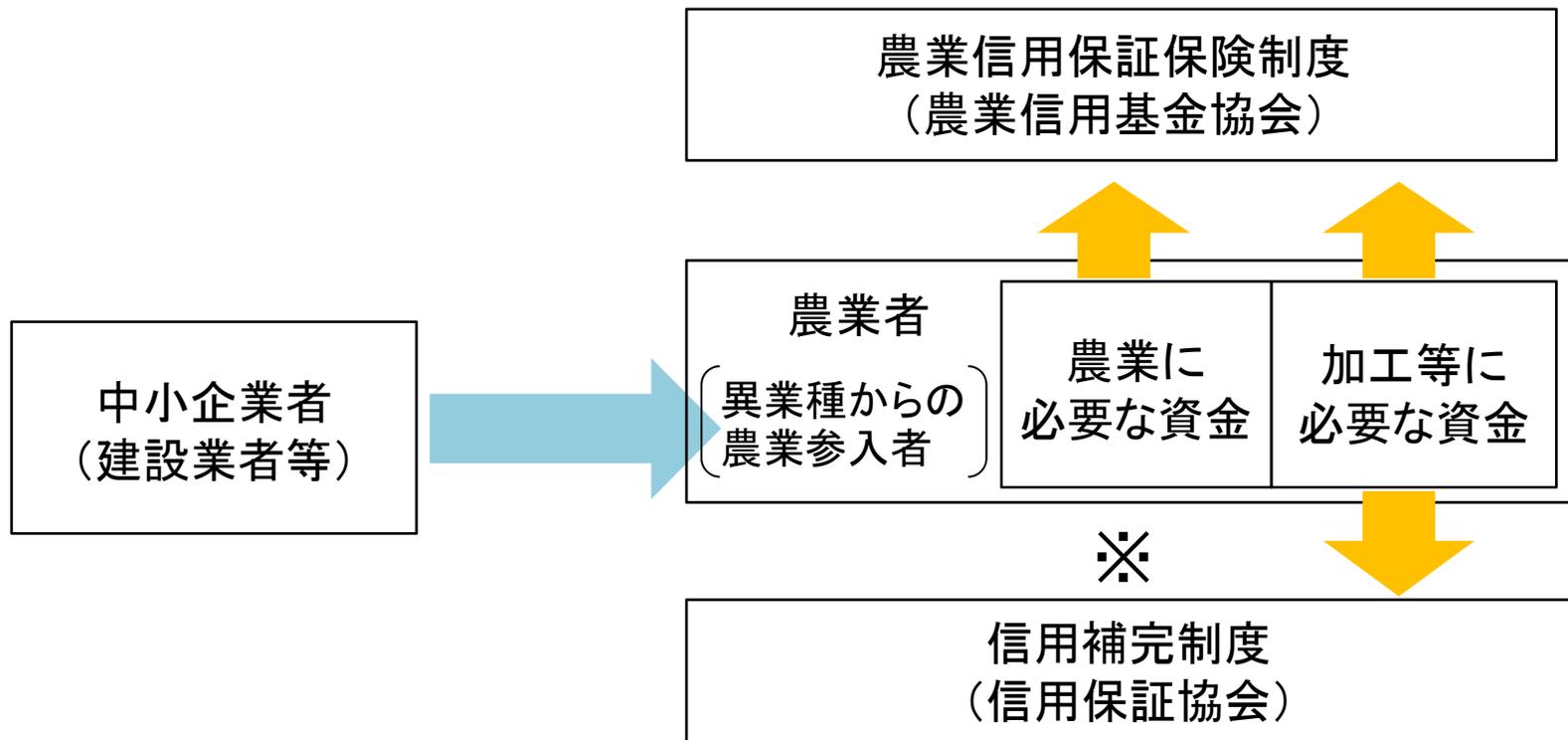
- 信用補完制度は、中小企業者に対する事業資金の融通を円滑にし、中小企業の振興を図ることを目的として設けられた制度。
- 信用保証協会が、金融機関から資金の貸付けを受ける中小企業者の債務を保証し、その保証について日本政策金融公庫の保険によって補完する仕組み。

### <仕組み>



## 農業及びその関連事業に必要な資金についての債務保証

- 農業者等が行う農業及びその関連事業(加工・流通・販売等)に必要な資金については、農業信用保証保険制度の対象。
- また、建設業者等の異業種から農業に参入する事業者が、農業及びその関連事業に必要な資金を借り入れる場合、当該資金についても、農業信用保証保険制度の対象。



※ 異業種からの農業参入者から、信用保証協会に対し、農業に必要な資金についての相談があった場合には、信用保証協会から農業信用基金協会に取り次ぎ(両協会のカウンターパート間で連絡)、農業信用基金協会が対応。

## 農業信用基金協会と信用保証協会の連携体制の強化

- 中小企業者が農業参入する場合などに円滑な制度利用が可能となるように、両制度の概要・対象業種等について紹介した事例集の作成・配布、両協会の連携強化を改めて周知徹底する文章の発出等により、両協会の連携体制を強化。
- 今後、連携不足等の問題を把握した場合、個別指導を行うとともに、再徹底通知を発出する等対応。

- 本年2月に、農水省・中企庁合同で両協会の実態を調査
- 7月下旬に両制度の概要・対象業種等について紹介した事例集を作成
- 7月31日付けで同事例集を配布するとともに連携強化の周知文書を発出
- 事例集の配布に合わせ、両協会のカウンターパートの確認を改めて行わせ、円滑に連携する体制を強化
- 8月10日に農林水産省HPで同事例集を公表

### 事例集で取り上げた主な事例

1. 建設業者が委託を受けて田畑の耕起を行うケース
  - ・田畑の耕起は農業に該当し、農業信用保証保険制度の対象（信用補完制度の対象外）
2. 観光業者がイチゴ農園を経営するケース
  - ・来場者に販売する目的で行うイチゴの生産は農業に該当し、農業信用保証保険制度の対象（信用補完制度の対象外）
  - ・農業以外の部分として扱われるイチゴの売店などは信用補完制度でも対象
3. 農業者が生産から加工・販売まで手掛けるケース
  - ・農業者が必要とする資金は、生産のみならず加工・販売まで農業信用保証保険制度の対象（加工・販売に係る事業については、信用補完制度でも対象）

## 農業信用保証保険制度の保証料率の見直しに係る検討状況

- 農業信用保険の保険料率は資金の性格と資金ごとの事故率を勘案した水準となっているところ。  
 一方、中小企業信用保険の保険料率は、中小企業者の信用リスクに応じた水準となっているところ。  
 ※ 保険料率は農業信用基金協会の保証料率の範囲内で設定されており、保証料率の見直しに当たっては保険料率の見直しが必要。
- 農業信用保険の保険料率について、経済産業省より中小企業CRDの制度設計に関する情報提供を受けつつ、利用者の経営努力が保険料率に反映されるようにする観点から見直しを行うことを検討。

### 農業信用保険

資金の性格と資金ごとの事故率を勘案した保険料率とするため、事故率等の水準をベースに0.22%～0.34%の4区分の保険料率を設定

資金区分		保険料率
制度資金	前向き投資・運転資金	0.22%
	負担軽減支援資金等の借換資金	0.34% (国からの信用基金への助成前は1.57%)
民間金融機関プロパー資金	農業施設資金	0.32%
	農業運転資金	0.30%

### 中小信用保険

中小企業者の信用リスクに応じた保険料率を設定するため、申込者ごとの信用リスクの違いを示す債務者区分をベースに、0.25%～1.69%の9区分の保険料率を設定